

平成八年（ワ）第一〇号
原告 外川 正
被告 社会保険診療報酬基金
一九九八年七月一六日
右原告訴訟代理人
弁護士 山中 邦紀
弁護士 佐々木 良博

盛岡地方裁判所民事部 御中

証拠説明書

甲第一一号証

標目

「保険医のための最新歯周治療システム」（デンタルダイヤモンド VOL. 15 NO. 9）

立証趣旨

治療計画書の記載内容として、具体的処置の詳細な記載は要求されていないこと並びに治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも診療報酬が認められている事実を明らかにする。

甲第一二号証

標目

治療計画書を含む書面

立証趣旨

岩手県歯科医師会作成の治療計画書において、極めて簡潔な記載を行う様式が採用されている事実

甲一三号証

標目

「保険診療」岩手県歯科医師会社会保険委員会

立証趣旨

岩手県歯科医師会作成の治療計画書において、極めて簡潔な記載を行う様式が採用されている事実並びにその記載例。

甲第一四号証

標目

「歯周治療のシステムと臨床の実際」（デンタルダイヤモンドVOL. 11 NO. 14）

立証趣旨

治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも診療報酬が認められている事実。